

SSKO

ガチャバンとともに生きる会通信

22号

2010. 2.18



目次

- * 今年もよろしく.....2
- * 「支援付き意思決定制度」...3~5
- * 介助連ニュース...6~7
- * 国と訴訟団和解合意文書...7~9
- * 自己負担軽減.....10
- * さのやん 24時間介助認められず...11
- * ミヨサンひとこま漫画.....12

特定非営利活動法人ガチャバンとともに生きる会

〒154-0002 東京都世田谷区下馬2丁目20番15-205号

TEL・FAX 03-3413-3647

Email: gatyaban@s5.dion.ne.jp

郵便振替口座00100-6-724813

定価50円

今年もよろしく願います。

みんなそれぞれにいいお正月を過ごしたようです。シャチヨウはお母さんおばあちゃんに年賀のご挨拶。介助者の新年会にご招待をうけニコニコ。さのやんも3日間だけ親子水入らず、3日はシャチヨウと一緒に平和島温泉に。のりチャンは家族らで楽しいお正月。ホリさんはどこへやらお出かけ。マミちゃんは介助者とカラオケや浅草へと大ハリキリ。

みんなそれぞれ楽しいお正月となりました。介助に入った皆さんありがとうございます。お疲れさまでした。

梅の花が見ごろになり、春が来たなあと感じさせてくれます。アパートのベランダの前の庭にはメジロや四十雀がいつも顔を見せてくれます。リンゴやミカンを輪ぎりにして置いてあげると待ちかねたように甘いもの大好きなメジロがやってきてついでにヒヨドリのスキを見て。なかなかのものです。

はや今年も2月半ば。なんと月日の流れ

の速いことよ。

春の訪れは、年々歳々めぐりめぐる歳月の神秘さやありがたさをつくづく感じさせてくれます。みんなでここまでなんとか生きてこれたんだなと、感慨にふけるこの頃です。それは同時に年をとったなあという思いにも重なり、私も、60歳に手が届くまで来てしまいました。仲間たちはみんな40歳を超えます。

ガチャバンでは、仲間たちの生活の安定を「ガチャバン」という枠を超えて支えていけるように、仲間たちの「成年後見」の制度の活用について話し合ってきました。今後親が亡くなった時や、居住の問題、その他不慮の事態に巻き込み、(込まれ)たときに法的後ろ盾になってもらえる人がいたらと考えてきました。

現在ガチャバンが実質上後見的立場で生活の支援を行っています。そのことはこれまでと同じようにそのままに、どんなことがあってもそれを支えられる体制を作りたいということなのです。

あつけら今号に2008年の「国際育成会連盟総会」での資料を載せました。(P4)法的に「判断能力なし」とされてしまう後見制

度を否定して「支援付き意思決定」という概念を打ち出しています。

わたしたちも後見制度のこの点にものすごい抵抗感がありますが、それでもこの時点で後見人を立てておくことの必要性を最終的にみんな確認しました。

法定後見人になってもらう人にはわたしたちと同じ立場に立って「地域で生きる」ことを支えてもらえる人でなければ意味がありませんし、よくありません。弁護士や有資格者を推薦してもらえれば誰でも、というわけにはいきません。

それで、「地域で生きる」「差別を許さない」ということを共有できる方で、そのような実践をされている方ということで、こちらが適任と思う弁護士さんをお願いすることにしました。引き受けてくださるかどうかが不安でしたが、少しはこちらのことも存じたので、2度ほどお会いしてこちらの考えを聞いていただき快く引き受けてくださるようになりました。

ありがとうございます。

今後、顔合わせや、細かいところの詰めを行い、準備ができ次第「後見申立」に入っていくこととなります。(酒井)

これが言いたい！

「支援つき意思決定制度」

～自己決定権を保障する制度作りへのヒント～

「障がい者制度改革推進会議」が始まって、新法制定に向けての政治レベルで動きがスタートしました。

障害者自立支援法は、事業体系や利用者負担等で多くの問題がありましたが、それらに劣らない基本的な問題は、「障害」当事者が自己決定権を奪われているということです。

「障害程度区分」と「ケアマネジメント的手法の導入」があるために、どのような生活支援をどの程度受けられるようにするかという、もっとも根本の「生活のあり様」を自分で決めることができません。人間としての基本的な権利を奪われています。

新しい制度は、自分の生活に必要な支援の種類と量を自ら決定し、行政がその支給を保障するものにしなければなりません。必要な支援の種類と量を決めるのは「障害者」本人です。専門家や相談支援業者はあくまでの助言者にしかすぎないことを明確にする制度が必要です。そのために、障害程度区分を完全撤廃させるとともに、ケアマネジメント手法をやめて「セルフマネジメント」を基本に据えた制度を作らせましょう。

一方、私達は毎日さまざまなことを判断し決定しながら生活しているわけですが、知的ハンディのある人にとってはそれが難しい場面が多々あります。合わせて、知的ハンディのある人の意思や希望を周囲の人達が正確に汲み取れないこともたくさんあります。知的ハンディのある方がきちんと「自己決定」をしながら自分の生活を作っていくには、多くの困難が伴うのが実際のところですが、知的ハンディのある人に対しては、セルフマネジメントそのものを支える支援が必要であり、その仕組みを作らなければなりません。

そのヒントになる文書があります。「支援つき意思決定制度の主要要素」という文書です。国際育成会連盟の総会で採択されました（2008年11月18日、カナダのオタワ）。当事者だけの意思決定が難しい場合には、意思決定の際に支援をつけることとし、それを制度化しようという提起です。「自分の責任で決定しろ」と突き放すのではなく、専門家に判断を預けるのでもありません。本人が自分の意思に沿ってうまく決定できるための手助けを制度化しようということでしょうか。

ガチャバンがその活動の中でずっと目指してきたあり方そのものではありませんか。国際育成会連盟は「知的障害者」とその親が集う国際組織です。そのような組織からこのような課題提起がされていることは、とても心強いことです。

全文を当会のホームページに載せてあります。こちらからどうぞ。

→

（宮崎）

国際育成会連盟総会 採択のポジションペーパー

日程：2008年11月18日

場所：カナダ オタワ

支援つき意思決定制度の主要要素

国連障害者の権利条約の第12条では、障害のあるすべての人が法の下で平等に認識されることを求めています。本ポジションペーパーは、ヨーロッパのすべての国の法制度の中で、この原理を遂行するために必要な主要な要素について研究するものです。まず法的権利能力に関する基本的考察について議論し、この条約が知的障害のある人の権利を促進する道具として使えるようにするために12条を遂行するに当たって考察しなければならない8つの要素について明らかにします。

2006年12月、国連は障害者の権利条約を採択しました。この条約の中心的なメッセージのひとつが、障害のある人が物として見られるべきではなく、人として平等な尊厳と待遇を受けるべきであるとしていることです。条約は国際的に同意された法的文書であり、世界のコミュニティーに対して方向性を提供するものです。また各地域における変革をもたらす道具であり、駆動部ともいえます。

この条約は「支援つき意思決定」というパラダイムシフトというべき概念を国際及び国内法にもたらしました。「支援つき意思決定」とは、権利は他の人に委譲できるものではないということです。障害のある人が自身の権利を完全に享受するということです。よって支援つき意思決定は、後見制度に取って代わることを意図したものです。現存の後見制度が障害のある人の部分的なまたは全面的な法的無能力を進めているものとなっていますが、本条約の12条では障害のある人の権利について明確に「他の人と同じ法的能力」を享受すると謳っています。

法的能力とは権利能力と行為能力とで理解されるべきものです。条約はまた障害のある人が「必要な支援」を受けると明記しています。伝統的な後見法では、個人は法的にあらゆるまたはいくつかの分野で無能力であり、法的後見人を任命し、その後見人がその個人に代わって意思決定をするとされています。この伝統的な後見制度では障害のある人は部分的にまたは全面的に自身の権利を剥奪されているのです。この制度は障害のある個人の非人格化に結びつき、社会の中で完全で平等な市民とみなされなくなっています。障害者の権利条約は障害者の代理意思決定から支援つき意思決定へと、根本的な考え方の変革をもたらすものです。

4. 支援つき意思決定

登録された支援つき意思決定に関する法律上のシステムは、法的に必要とされるときにのみ適用されるべきものです。日常生活における支援というのはそのような方策を必要としないものだからです。しかしながら、特に支援者として役割を果たしているボランティアの人日常生活において数々の実際的なことについて、個人を支援しています。たとえば買い物といったことから、アパートの修繕といったことまで。それゆえ登録された支援者は、障害のある成人の人生に影響を及ぼすような法律関連の重要な決定に焦点をあわせるべきなのです。たとえば誰とどこで住みたいのか、仕事や日中活動に関する選択、医療的な決定、余暇活動の可能性を確立すること、必要に応じた適切な支援サービスの選択などです。登録された支援者は、現存する支援ネットワークに取って代わるのではなく、その確立を促すような方法で、個人をエンパワーする支援を提供するために、そのバランスについて格別に配慮する必要があります。支援者の仕事については定期的に見直されるべきです。

5. 支援者の選択と登録

いかなる支援つき意思決定のシステムも、障害のある個人のニーズに合致すべきです。支援者は、各個人によって選ばれるべきです。支援者が個人をある一定の期間、個人的に知っているということは、有効なことかもしれません。1人の人に対して、複数の支援者を登録するという可能性もあります。これは特に重度の知的障害のある人にとっては大切で、その人の様々な能力について知っている支援者がグループで支援すると、個人の支援ニーズをよりよく理解できるのです。

こうした支援者を特定個人の公的に認可された支援者として認めることで、その支援者の法的立場を確立し、権限委託を合法化することも重要なことです。「人は支援が必要であると認識すると、先ずインフォーマルな支援ネットワークを求めます。知的障害のある人の多くは、支援を必要とするとき、助けを求めることができる知的障害のある人もない人も含んだ友人、隣人、同僚などの輪を組織するのに大変長けています。

公共の交通機関の変更について説明するのを手伝う同僚、アパートのトラブルがあったときに家主と話してくれる隣人、新しい洋服を買うときに手伝ってくれる友人などがそのいい例です。法的能力に関する行為については、専門家のサービスで代替するのではなく、こうしたインフォーマルなネットワークを強めたり、広げたりすることなのです。」

（翻訳 全日本手をつなぐ育成会 袖山啓子）

介助連ニュース 2010年2月号

公的介助保証を要求する世田谷連絡会発行 連絡先 5450-2861 HANDS 世田谷気付

世田谷区交渉報告

1月18日、市民大学会議室において世田谷区との交渉が行われました。山本施策推進課長、5地域の保健福祉課長等が出席。介助連からは30名が参加しました。以下報告です。

1. 区としては上記のような国レベルでの動きをどう認識しているのでしょうか。また、実施主体としての地方自治体の責任として、このような国の「反省の意」を共有しているか。

区：国と訴訟団との合意については認識している。今後は国の推進会議の動きなどを注視して世田谷での施策を推進していく。

※「これはいい制度だと言ってきた区の責任は？」と問いただしても、区としての「反省」の態度表明は一切ありませんでした。

2. 来年度居宅介護関連予算の見込みについて

区：税金の落ち込み、交付金減で非常に厳しい。皆さんの要望をふまえ財政課と折衝したが、新規事業については難しい。

※「厳しい」を連発。居宅介護時間を増やすための支給上限の引き上げはできないことを事実上表明。しかし、後日の新聞報道では、緊縮予算(昨年比)ではなく3.1%増だそうです。

3. 24時間公的介助保障について

区：24時間介助を入れている人がいて、必要だと言っている人がいることは認識している。

※このような人ごとのような区の発言に抗議が集中。最終的には「24時間必要な人がいることは認識している」と表明。歴代部長が「24時間公的保障に向けて努力する」と表明しているにもかかわらず、いつもこのようなごまかしや、なし崩し的に区の立場を後退させる発言が続くことは世田谷区全体の姿勢の「根幹にかかわる」問題だと思います。

4. 24時間介助を入れ生活するわたしたちの仲間2名が、24時間支給を求めて支給量変更申請(1日相当17時間から24時間へ)した問題について。

(それに対して、区長名で「支給等不変更決定通知書」が届き、変更必要なしの決定がなされた。その理由として「心身の状況、生活環境、介護の状況等から変更する必要がないと判断したため」とあるが、なぜ「変更が必要でない」と判断したのか)

区：個人問題なので、この場での回答は差し控えたい。この交渉は個別の問題を扱う場ではない。

※その場で本人が「ここで、みんなの前で説明してくれ」と要望しているにもかかわらず、このような発言にはげしい批判と抗議が続きました。区は一時退席して協議。「後日、本人に直接詳しい内容を伝えたい」と回答。こちらとしては「この問題は全体の問題である。その回答を受けて全体の交渉で取り上げる」ことを求めました。

5. 入院時に必要になる介助の保障について現在の区の見解は。

区：居宅介護事業の運用として、次のような条件で入院時の介助保障を認める（文書での内規は作っていない）。①. 全身性、知的、精神「障害」のため、医療スタッフへの自らの意思の伝達が困難であること。②. 支給決定時間の範囲内であること。③. 入院先病院が、介助者が入ることを認めていること。

6. 施策推進課事業所への新規利用者の登録について

区：制度変更に伴い「当面の間」認めたのであり、新規利用者の登録は認めない。

7. 移動支援の従事者資格に「自薦登録ヘルパー」をみとめることについて

区：従来通り「有資格者」のみ。資格取得者を増やすことに意義あり。資格取得助成している。

8. 「居宅介護等に係る（介護給付費等）の支給決定に関する要綱」について

時間の関係で、問題の指摘のみ

R/a/

障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）

との基本合意文書

平成22年1月7日

障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら71名は、国（厚生労働省）による話し合い解決の呼びかけに応じ、これまで協議を重ねてきたが、今般、本訴訟を提起した目的・意義に照らし、国（厚生労働省）がその趣旨を理解し、今後の障害福祉施策を、障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くすことを約束したため、次のとおり、国（厚生労働省）と本基本合意に至ったものである。

一 障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定

国（厚生労働省）は、速やかに応益負担（定率負担）制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する。そこにおいては、障害福祉施策の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする。

二 障害者自立支援法制定の総括と反省

1 国（厚生労働省）は、憲法第13条第14条第25条、ノーマライゼーションの理念等に基づき、違憲訴訟を提訴した原告らの思いに共感し、これを真摯に受け止める。

2 国（厚生労働省）は、障害者自立支援法を、立法過程において十分な実態調査の実施や、障害者の意見を十分に踏まえることなく、拙速に制度を施行するとともに、応益負担（定率負担の導入等を行ったことにより、障害者、家族、関係者に対する多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、原告らをはじめとする障害者及びその家族に心から反省の意を表明するとともに、この反省を踏まえ、今後の施策の立案・実施に当たる。

3 今後の新たな障害者制度全般の改革のため、障害者を中心とした「障がい者制度改革推進本部」を速やかに設置し、そこにおいて新たな総合的福祉制度を策定することとしたことを、原告らは評価するとともに、新たな総合的福祉制度を制定するに当たって、国（厚生労働省）は、今後推進本部において、上記の反省に立ち、原告団・弁護団提出の本日付要望書を考慮の上、障害者の参画の下に十分な議論を行う。

三 新法制定に当たっての論点

原告団・弁護団からは、利用者負担のあり方等に関して、以下の指摘がされた。

- ① 支援費制度の時点及び現在の障害者自立支援法の軽減措置が講じられた時点の負担額を上回らないこと。
- ② 少なくとも市町村民税非課税世帯には利用者負担をさせないこと。
- ③ 収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し、障害児者本人だけで認定すること。
- ④ 介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）を廃止し、障害の特性を配慮した選択制等の導入をはかること。
- ⑤ 実費負担については、厚生労働省実施の「障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果について」（平成21年11月26日公表）の結果を踏まえ、早急に見直すこと。

⑥ どんなに重い障害を持っていても障害者が安心して暮らせる支給量を保障し、個々の支援の必要性に即した決定がなされるように、支給決定の過程に障害者が参画する協議の場を設置するなど、その意向が十分に反映される制度とすること。

そのために国庫負担基準制度、障害程度区分制度の廃止を含めた抜本的な検討を行うこと。

国（厚生労働省）は、「障がい者制度改革推進本部」の下に設置された「障がい者制度改革推進会議」や「部会」における新たな福祉制度の構築に当たっては、現行の介護保険制度との統合を前提とはせず、上記に示した本訴訟における原告らから指摘された障害者自立支援法の問題点を踏まえ、次の事項について、障害者の現在の生活実態やニーズなどに十分配慮した上で、権利条約の批准に向けた障害者の権利に関する議論や、「障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果について」（平成21年11月26日公表）の結果も考慮し、しっかり検討を行い、対応していく。

- ① 利用者負担のあり方
- ② 支給決定のあり方
- ③ 報酬支払い方式
- ④ 制度の谷間のない「障害」の範囲
- ⑤ 権利条約批准の実現のための国内法整備と

同権利条約准

⑥ 障害関係予算の国際水準に見合う額への増額

四 利用者負担における当面の措置

国（厚生労働省）は、障害者自立支援法廃止までの間、応益負担（定率負担）制度の速やかな廃止のため、平成22年4月から、低所得（市町村民税非課税）の障害者及び障害児の保護者につき、障害者自立支援法及び児童福祉法による障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置を講じる。

なお、自立支援医療に係る利用者負担の措置については、当面の重要な課題とする。

五 履行確保のための検証

以上の基本合意につき、今後の適正な履行状況等の確認のため、原告団・弁護団と国（厚生労働省）との定期協議を実施する。

障がい者制度改革推進会議構成員名簿

大久保 常明 （福）全日本手をつなぐ育成会常務理事
 大谷 恭子 弁護士
 大濱 真 （社）全国脊髄損傷者連合会副理事長
 小川 榮一 日本障害フォーラム代表
 尾上 浩二 （NPO）障害者インターナショナル日本会議事務局長
 勝又 幸子 国立社会保障・人口問題研究所情報調査分析部長
 門川紳一郎 （福）全国盲ろう者協会評議員
 川崎 洋子 （NPO）全国精神保健福祉会連合会理事長
 北野 誠一 （NPO）おおさか地域生活支援ネットワーク理事長
 清原 慶子 三鷹市長
 佐藤 久夫 日本社会事業大学教授
 新谷 友良 （社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会常務理事
 関口 明彦 全国「精神病」者集団運営委員
 竹下 義樹 （福）日本盲人会連合副会長
 土本 秋夫 ピープルファースト北海道会長
 堂本 暁子 前千葉県知事
 中島 圭子 日本労働組合総連合会総合政策局長
 中西 由紀子 アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表
 長瀬 修 東京大学大学院特任准教授
 久松 三二 （財）全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長
 藤井 克徳 日本障害フォーラム幹事会議長
 松井 亮輔 法政大学教授

森 祐司 （福）日本身体障害者団体連合会常務理事・事務局長
山崎 公士 神奈川大学教授
オブザーバー 遠藤 和夫 日本経済団体連合会労働政策本部主幹
（敬称略 五十音順）



障害者負担を軽減へ（抜粋）（福祉新聞 2466 1/25 日号より）

厚生労働省、新法制までの対応説明

厚生労働省は15日、「2013年8月までに障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する」としている中、新制度が出来るまでの当面の対応を全国厚生労働関係部局長会議で自治体に示した。利用者負担の軽減については、「速やかに応益負担（定率負担）制度を廃止する」という方針に従い、10年度予算案で低所得者の障害福祉サービスと補装具にかかる利用者負担を無料化することなどを説明した。ただし新制度ができるまでの当面の対応として、利用者負担の軽減には4月から着手する予定。全国各地で障害者らが集団で応益負担は憲法違反だと訴えた「自立支援法違憲訴訟」を終結させるため、厚生労働省が原告側と締結した基本合意文書でも、当面の措置を講じると明文化された点だ。

具体的には、2010年度予算案で対応する。市町村民税非課税（低所得1・2）の世帯が対象で、福祉サービスなどの利用料負担が無料となる。これまでも負担上限を下げる対策は取られてきたが、少なくとも非課税世帯は無料化することにした。この措置のため、107億円の予算が計上されている。

低所得者は無料となるのは、障害福祉サービス（療養介護医療を除く）・障害児施設支援（障害児施設医療を除く）・補装具——にかかる利用者負担。07年4月の特別対策、08年7月の緊急措置では軽減の対象にならなかった入所施設、グループホーム、ケアホームなどを利用している20歳以上の障害者や、補装具費の支給を受ける障害者も今回は対象となった。

さのやんに届いた「不変更決定通知書」と、それをめぐる世田谷保健福祉課長との話し合い（2/4）

昨年8月さのやんは、現在の1日換算17時間支給決定を24時間に変更するよう申請しました。それに対して12月28日付けで変更必要なしの決定が出されました。

支給等不変更決定通知書

21世世保第348号
平成21年12月28日

佐野 雄介 様

世田谷区長 熊本 哲之



平成21年8月20日に申請のありました介護給付費の支給の変更については、下記の理由により変更しないことに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

介護給付費の重度訪問介護の支給時間を1日24時間に変更すること

2 理由

平成21年9月18日、区職員の訪問により聞き取りを行った。心身の状況、生活環境、介護の状況等から変更する必要がないと判断したため。

ここに書かれている理由は明らかに「佐野には24時間介助は必要でない」という内容です。現に毎日途切れなく24時間介助を入れて生活しているのに「必要ない」とはどういうことか！わたしたちは介助連交渉でもこの問題を取り上げたのですが、本人にこの内容について改めて説明するというので、2月4日、世田谷保健福祉課長と係長がガチャバン事務所を訪ねてきました。こちらからは佐野母ほか2名が出席。

そこで課長が言うことには、この「理由」に書かれているのは「佐野にとって24時間介助が必要ではない」ということではなく、世田谷区として1日換算17時間の上限を定めており、それからすると佐野は現在その上限まで派遣時間を受けているためこれ以上(24時間まで)派遣時間を増やすことはできないということだと。

それだったらそう書きなさい。ここにはそのように書かれていない、明らかに「佐野は24時間介助が必要でない人だ」と書いてある、どうなんですかと問いました。

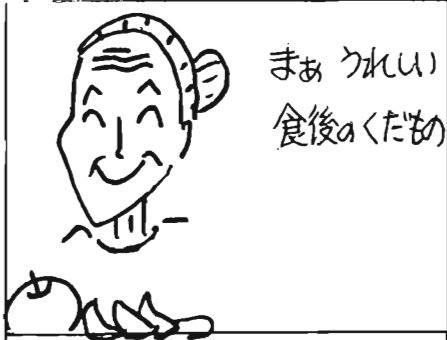
こちらとしては

1. 佐野は現在24時間介助を入れた生活をしていることの行政としての確認
2. 24時間介助が必要であるとの区の認識

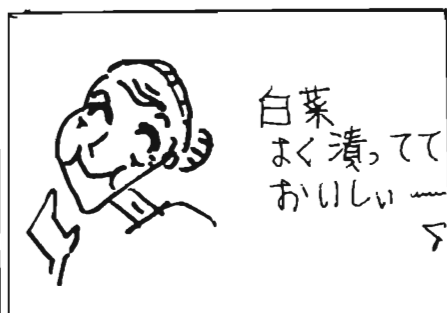
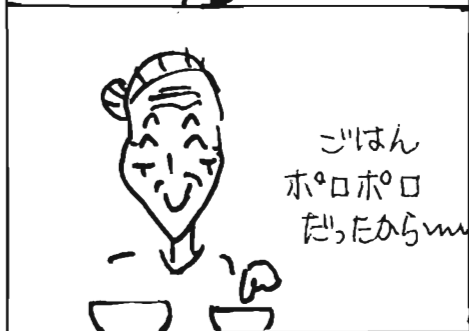
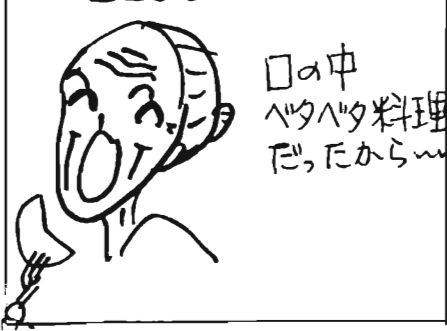
この2点の確認を先ずしてほしい。そのうえで、区が上記のように主張するならばそのことを文書で補足文書にでもして出してほしいと要請しました。課長は持ち帰り施策推進課とも相談の上、12日までに回答すると約束しました。

連載 ミヨさん(93才) する♡

さのこ



36 グルメのコメント ※



3/4(木) かつら川事務所にて。ミヨさんに隣室で休んでもらって一時間。区長名の「支給等不変更決定通知書」の説明と区の保健福祉課から受けました。

〈24時間介助は佐野雄介には必要ないということ?〉
「そうではありませんが…」と云いつつ別の生活もあるよ』と言はんばかり。〈違うなら文書で示して!〉

ち5帰に区は3/12(金) 電話で「やはり通知書以外の文書は出せません」 〈納得できない〉非

[地方分権] 財の [独立行政] 財の…と云いつまりは財源確保オーに。世田谷公務員ハUP-廃止、リストラ…。福祉はきりちぢめして管理・統制の鎖に!

ここの道州制の道・絶対反対です? せろ